

平成25年9月19日制定

奈良女子大学研究者行動規範

奈良女子大学（以下、「本学」という。）は、学問研究の自由のもとに真理を探究し、長期的視点に立った研究を通じて社会・文化の発展に寄与することを目指している。また、研究活動を通じて生み出した知的成果をもとに、知の拠点を形成するとともに、その知的成果を社会に向かって発信することを目指して掲げている。

この研究目標を達成するにあたり、本学における研究活動に携わるすべての者（以下、「研究者」という。）は、本学の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、学術研究の信頼性および公正性を確保し、社会から信頼と尊敬を得るために、公正な研究の遂行に努めなければならない。

ついては、研究者が常に自覚し、遵守すべき規範として、奈良女子大学研究者行動規範をここに定める。

本行動規範は、日本学術会議の提案する科学者の行動規範に準拠して制定する。

（研究者の基本的責任）

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めなければならない。

（社会の中の研究者）

2 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。

（科学研究の利用の両義性）

3 研究者は、自らの研究の成果が、自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、適切な手段と方法を選択しなければならない。

（研究活動）

4 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、誠実に行動しなければならない。研究成果の公表にあたっては、各自が果たした役割に応じて責任を負う。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担、看過しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

5 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も責務であることを自覚し、所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。

(研究対象などへの配慮)

6 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。また、研究遂行上で取得した個人情報の保護には十分な注意を払う。

(他者との関係)

7 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(社会との対話)

8 研究者は、社会や研究者コミュニティとの相互理解のために、積極的に研究成果を公開し、市民との対話や交流に積極的に参加する。

(科学的助言)

9 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。

(法令の遵守)

10 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守し、使途などの説明責任を果たせるよう、合理的かつ適正に執行する。

(差別の排除)

11 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

(利益相反)

12 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。